

令和8年4月13日（月）から募集開始
通学路等に面したブロック塀等が、地震により倒壊し死傷者の発生原因とならないように、撤去や補修工事を行う場合に補助します。

危険なブロック塀等の撤去・補修に補助

令和8年度版

－ 補助上限額 15 万円 －

●補助制度の概要

大阪府北部地震の被災を教訓に、ブロック塀等の倒壊から通行人の安全を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため創設した制度です。

1. 補助対象者

ブロック塀等※1の所有者又は管理者で、市区町村税の滞納がない人

2. 補助対象工事

以下に該当するもので、市内施工業者に発注して行う工事。

道路等※2に面する建築基準法に適合しないブロック塀等を全て撤去（基礎部分を除く。）又は建築基準法施行令の規定に適合するように補修もしくは一部撤去するもの

※ブロック塀等の危険性はブロック塀等危険度確認シート※3で確認します。

3. 補助額

補助対象工事の区分に応じて次に掲げる額。

- ①法人所有 上限 10 万円（補助率 1/2）
- ②個人所有 上限 15 万円（補助率 2/3）

※ブロック等の処分に要する費用を含む。

※補助対象工事に係る経費は 1m あたり 80,000 円を上限とします。

※1 ブロック塀等

○ブロック塀等とは、コンクリートブロック、レンガ、その他石材等で築造された塀をいいます。

※2 道路等

○道路等とは、道路、公園、避難地、公共建築物の敷地をいいます。（個人所有又は管理する道路等を含む）

※3 ブロック塀等危険度確認シート

○撤去又は補修する予定のブロック塀等の危険度等を確認するシートです。

●申請手続きについて

1. 交付申請（工事着手前）

交付申請は工事着手前に行ってください。

すでに倒壊・崩壊したブロック塀等の撤去は対象外です。

【必要書類】

交付申請書、固定資産税課税明細書等の写し、工事の内訳がわかる見積書の写し、ブロック塀等の位置図・現況写真、ブロック塀等危険度確認シート、市区町村税の納税証明書（市外居住者の場合）、所有者の承諾書（申請者と所有者が異なる場合）

2. 実績報告（工事完了後）

実績報告は、工事完了後1ヶ月以内又は令和8年12月4日（金）までに行ってください。

【必要書類】

実績報告書、領収書の写し、工事写真(施工中、施工後)※4、通帳の写し
※工事内容や工事費に変更がある場合は、上記に加え、見積書又は請求書の写しが必要です。

※4 工事写真

○補修の場合、建築基準法施行令に適合していることが確認できるように寸法がわかる写真としてください。

3. 受付期間

令和8年11月20日（金）まで

※予算に達した時点で受付を終了します。

4. その他

・一つの敷地につき補助は1回のみです。

・**すでに倒壊・崩壊したブロック塀等の撤去は対象外です。詳しくはお問い合わせください。**

お問合せ 見附市 都市環境課 都市政策室
都市・住宅政策係

☎ 0 2 5 8 - 6 2 - 1 7 0 0 （内線 163）

詳細は窓口または市ホームページをご覧ください。

11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



見附のイメージキャラクター「ミツク」

見附市は持続可能な開発
目標（SDGs）を支援し
ています